

議案第 5 号

武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部
を改正する条例

武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年12月武蔵野市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前		改正後		説明
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報という。 (3)及び(4) (略)		(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報という。 (3)及び(4) (略)		字句の改正
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)		
機 関	事務	機 関	事務	字句の改正
1 から 6 まで (略)		1 から 6 まで (略)		
7 市 長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所等の利用に係る調整又は認定こども園の設置者若しくは <u>家庭的保育事業</u> を行う者に対する児童の利用の要請に関する事務であって規則で定めるもの	7 市 長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所等の利用に係る調整又は認定こども園の設置者若しくは <u>家庭的保育事業等</u> を行う者に対する児童の利用の要請に関する事務であって規則で定めるもの	
8 から 14 まで (略)		8 から 14 まで (略)		
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)		

1 及び 2 (略)			1 及び 2 (略)		
3 別表第 1 の右欄に掲げる事務			3 別表第 1 の右欄に掲げる事務		
機 関	事務	特定個 人情報	機 関	事務	特定個 人情報
(1)から (5)まで (略)			(1)から (5)まで (略)		
市 長	(6) 児童福祉法に よる保育所等 の利用に係る 調整又は認定 こども園の設 置者若しくは <u>家庭的保育事</u>	地方税 関係情 報であ って規 則で定 めるも の	市 長	(6) 児童福祉法に よる保育所等 の利用に係る 調整又は認定 こども園の設 置者若しくは <u>家庭的保育事</u>	地方税 関係情 報であ って規 則で定 めるも の
	<u>業</u> を行う者に 対する児童の 利用の要請に 関する事務で あって規則で 定めるもの			<u>業等</u> を行う者 に対する児童 の利用の要請 に関する事務 であって規則 で定めるもの	
(7)及び (8) (略)			(7)及び (8) (略)		

字句の改正

字句の改正

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。